

社会福祉法人富士見町社会福祉協議会
防災人材育成研修派遣事業要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力向上のため、地域において自助・共助に取り組むことのできる防災人材の育成を図ることを目的に、防災士資格取得を目指す研修等へ人材となり得る者を派遣することについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「研修」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した研修カリキュラムに基づき実施される防災士資格取得研修講座又は、富士見町社会福祉協議会(以下、「本会」という。)会長が防災人材の育成に資する研修講座と認めたものをいう。

(対象者)

第3条 本事業の派遣対象となる者(以下、「対象者」という。)は、富士見町に住所を有する者であり、かつ、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本会が主催する、富士見町災害ボランティアコーディネーター養成講座(以下、「養成講座」という。)を修了された者又は、修了する意思のある者
- (2) 研修の学びを活かし、本会や町の事業、町内の防災人材ネットワーク等へ協力する意思のある者
- (3) 研修受講した旨の情報を、本会が町や町内の自治組織等へ提供することに同意する者
- (4) 研修受講にあたり、本事業以外から補助金等の交付を受けていない者

(研修経費等)

第4条 対象者の研修受講にあたる経費(以下、「研修経費」という。)は、予算の範囲内において、1人に付き20,000円を限度に給付する。

2 研修経費の給付は、4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、同一年度内で1人に付き1回限りとする。

(研修経費の給付申込み)

第5条 研修経費の給付を受けようとする者(以下、「申込者」という。)は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 申込書(様式第1号、養成講座を修了した者で別紙情報登録書の提出がある者は、記載の一部を別紙で補完することができる)
- (2) 研修報告書(様式第2号)とそこに記載された必要書類
- (3) 受講承諾書(様式第3号、第3条に規定する養成講座を修了する意思のある者のみ提出)

(研修経費の給付決定通知等)

第6条 会長は、前条の規定にある申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付決定通知書(様式第4号)により当該申込者へ通知するものとする。

(研修経費の給付条件)

第7条 前条の給付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 富士見町災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了が認められること又は、受講承諾書(様式第3号)の提出が認められること
- (2) 申込書(様式第1号)に記載された内容を元に、中長期的に地域において自助・共助に取り組むことのできる防災人材となり得るのかを精査し、会長より給付が適当と認められること
- (3) 研修報告書(様式第2号)の提出が認められること

(研修経費の請求)

第8条 第6条の規定により通知を受けたもの(以下、「決定者」という。)は、研修経費請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(研修経費の返還等)

第9条 会長は、決定者が偽りその他不正な手段によってその給付を受けたと認めるときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により給付決定を取り消したときは、その取り消しに係る部分に関し、既に研修経費を給付しているときは、返還命令通知書(様式第6号)により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。